

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（抄）（第二条関係）	4
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第三条関係）	5
○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）	6
○ 中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）（抄）（第五条関係）	7
○ 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）（第七条関係）	8
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第八条関係）	10

○ 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>2 前条の規定は、法第十二条の五第四項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と、「旅行者」とあるのは「旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。次項において同じ。）」と、同条第二項中「旅行者」とあるのは「旅行業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前条の規定は、法第三十条第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条中「旅行者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、「旅行者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」と、同条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p> <p>（登録研修機関の登録の有効期間）</p> <p>第三条 法第十二条の十五第一項（法第二十九条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第四条 法第二十二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、二万九千二百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあつては、二万八千三百円）とする。</p>	<p>第二条（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（登録研修機関の登録の有効期間）</p> <p>第三条 法第十二条の十五第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第四条 法第二十二条第一項の規定により納めなければならない手数料のうち、法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録に係るものの額は、二万九千二百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあつては、二万八千三百円）とする。</p>

2 法第二十二條第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 地域限定旅行業務取扱管理者試験 五千五百円

3 (略)

4 法第四十條の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七千九百円とする。

(都道府県が処理する事務)

第五條 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二條第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章第一節（第十二條の三を除く。）、第五十四條第四項及び第六十一條第二項において準用する第十八條第二項、第六十二條第一項、第六十四條、第六十五條第一項及び第二項並びに第七十條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

2 旅行サービス手配業に関する法第二章第二節、第六十四條、第六十五條第一項及び第二項並びに第七十條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、法第七十條第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

3 旅行者等が組織する団体に関する法第六十八條に規定する観光庁

2 法第二十二條第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 (新設)

3 (略)

(都道府県が処理する事務)

第五條 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二條第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章（第十二條の三を除く。）、第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八條第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

(新設)

2 旅行者等が組織する団体に関する法第二十五條に規定する観光庁

長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

4| 旅行者等が組織する団体（法第四十一条第二項に規定する旅行業協会を除く。）に関する法第七十条第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

5| 前各項（第二項ただし書を除く。）の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

3| 旅行者等が組織する団体（法第二十二條の二の旅行業協会を除く。）に関する法第二十六条第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

4| 前三項の場合においては、法中前三項に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>旅行業等</u>）の登録又は変更登録で課税するものの範囲）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>3 法別表第一第四百二十二号(三)に規定する政令で定めるものは、<u>旅行業法</u>第二十三条（登録）の登録で、<u>旅行業法</u>施行令第五条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。</p>	<p>（<u>旅行業又は旅行業者代理業</u>）の登録又は変更登録で課税するものの範囲）</p> <p>2 第二十四条（略） （新設）</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等） 第四条（略） 一〇十（略） 十一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一 第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。 。）若しくは同法第四条第一項第三号に規定する企画旅行以外の旅 行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この 号において「旅程管理業務等」という。）、旅程管理業務等に付随 して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又 は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若 しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しく は待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サ ービスの提供の業務 十二〇十八（略）</p>	<p>（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等） 第四条（略） 一〇十（略） 十一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一 第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。 。）若しくは同法第四条第一項第四号に規定する企画旅行以外の旅 行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この 号において「旅程管理業務等」という。）、旅程管理業務等に付随 して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又 は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若 しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しく は待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サ ービスの提供の業務 十二〇十八（略）</p>

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場の全てが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 観光事業（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。）、旅行サービス手配業及び通訳案内に関する事業（その事業場の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けた地域通訳案内士のみにより行われるものに限る。）を除く。）</p> <p>へ～タ （略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場の全てが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 観光事業（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。）、及び通訳案内に関する事業（その事業場の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けた地域限定通訳案内士、沖縄特別通訳案内士及び福島特別通訳案内士のみにより行われるものに限る。）を除く。）</p> <p>へ～タ （略）</p>

改正案	現行
<p>（中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠出する法人等）</p> <p>第三条 法第七條第十項第二号の事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>2 法第七條第十項第二号の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人とする。</p> <p>（貨物運送効率化事業に係る施設）</p> <p>第四條 法第七條第十項第四号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。</p>	<p>（中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠出する法人等）</p> <p>第三条 法第七條第十一項第二号の事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>2 法第七條第十一項第二号の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人とする。</p> <p>（貨物運送効率化事業に係る施設）</p> <p>第四條 法第七條第十一項第四号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。</p>

改正案	現行
<p>（商標登録出願等に係る登録料の軽減）</p> <p>第三十五条 法第六十四条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。以下同じ。）に定められた商品等需要開拓事業（法第六十一条第二項第三号イに規定する商品等需要開拓事業をいう。次条第一項において同じ。）に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号 三 登録料の軽減を受けようとする旨 <p>2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。</p> <p>（品種登録の出願料の軽減）</p> <p>第三十七条 法第六十五条第二項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る出願品種（同項に規定する出願品種をいう。第二号及び次項において同じ。）が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業（法第六十一条第二項第三号ロに規定する新品種育成事業をいう。次条第一項において同じ。）の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（商標登録出願等に係る登録料の軽減）</p> <p>第三十五条 法第六十四条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。以下同じ。）に定められた商品等需要開拓事業（法第六十一条第二項第三号ロに規定する商品等需要開拓事業をいう。次条第一項において同じ。）に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号 三 登録料の軽減を受けようとする旨 <p>2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。</p> <p>（品種登録の出願料の軽減）</p> <p>第三十七条 法第六十五条第二項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る出願品種（同項に規定する出願品種をいう。第二号及び次項において同じ。）が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業（法第六十一条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業をいう。次条第一項において同じ。）の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。</p>

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 申請に係る出願品種の属する農林水産植物（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称
 - 三 法第六十五条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別
 - 四 出願料の軽減を受けようとする旨
- 2 法第六十五条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請に係る出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次条第二項において「従業者等」という。）が育成（同法第三条第一項に規定する育成をいう。次条第二項第一号において同じ。）をした同法第八条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であることを証する書面
 - 二 申請に係る出願品種についてあらかじめ種苗法第八条第一項に規定する使用者等（次条第二項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真
- 3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 申請に係る出願品種の属する農林水産植物（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称
 - 三 法第六十五条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別
 - 四 出願料の軽減を受けようとする旨
- 2 法第六十五条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請に係る出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次条第二項において「従業者等」という。）が育成（同法第三条第一項に規定する育成をいう。次条第二項第一号において同じ。）をした同法第八条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であることを証する書面
 - 二 申請に係る出願品種についてあらかじめ種苗法第八条第一項に規定する使用者等（次条第二項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真
- 3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>十六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号） 第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事 十七 四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する 貨物運送効率化事業に関する事。</p> <p>五 十（略）</p> <p>（観光地域振興部の所掌事務）</p> <p>第二百二十四条の二 観光地域振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関する事。</p> <p>（観光資源課の所掌事務）</p> <p>第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二（略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>十六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号） 第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事 十七 四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定す る貨物運送効率化事業に関する事。</p> <p>五 十（略）</p> <p>（観光地域振興部の所掌事務）</p> <p>第二百二十四条の二 観光地域振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、 地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関する事。</p> <p>（観光資源課の所掌事務）</p> <p>第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二（略）</p>

三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

附 則

(削る)

三 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。

附 則

(観光庁観光地域振興部の所掌事務の特例)

第二十八条 観光庁観光地域振興部は、第二百二十四条の二各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十一年三月三十一日	奄美群島特例通訳案内士に関すること。
平成三十四年三月三十一日	小笠原諸島特例通訳案内士に関すること。 。 沖縄特例通訳案内士に関すること。

(削る)

(観光庁観光地域振興部観光資源課の所掌事務の特例)

第二十九条 観光庁観光地域振興部観光資源課は、第二百二十四条の九各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十一年三月三十一日	奄美群島特例通訳案内士に関すること。
	。 小笠原諸島特例通訳案内士に関すること

平成三十四年三月三十一日

沖縄特別通訳案内士に関すること。